

## 新型コロナウイルス感染症 学内対応ガイドライン（学生版 Ver. 2）

### ～ 目 次 ～

1. 学内における連絡体制について
2. 健康状態の把握について
3. 感染者や濃厚接触者等の出席の取扱いについて
4. 大学が臨時休業を行う場合について
5. 感染、濃厚接触、感染を疑わせる風邪のような症状等が発生した場合について

#### 【本人の場合】

- A：自宅で症状が発生した場合
- B：大学内で症状が確認された場合
- C：医療機関等で受診した結果、感染していない（出席が可能）と判断された場合
- D：感染が確定した場合

[本人の対応]

[大学の対応]

- E：濃厚接触者となった場合

#### 【同居家族等の場合】

- F：同居家族等が濃厚接触者である疑いがある場合
- G：同居家族等が濃厚接触者になった場合
- H：同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合
- I：同居家族等の感染が確定した場合

6. 公表について

7. その他

- ・ 学生生活、大学施設の利用について
- ・ 濃厚接触者の定義
- ・ 京都府 WEB「新型コロナウイルス感染症に関連する情報について」英語版、中国語ページ案内
- ・ 発熱症状などのある方の相談・受診・検査の流れ

(備考)

- ・ 感染者や濃厚接触者等の状況・情報については医療機関および保健所等と連携します。
- ・ 授業科目担当者が感染あるいは濃厚接触者等になった場合の授業の取扱いは別途お知らせします。

## 1. 学内における連絡体制について

・感染あるいは感染が疑われる場合等は、所属の学部・コース・専攻の専任教員または学生支援チームに連絡を行ってください。

メールでの連絡時には「学籍番号」「氏名」「症状や状況」を記載してください。

※学生から連絡を受けた専任教員は学生支援チームに状況を連絡してください。

<連絡先>

1. 所属の学部・学科・コース・専攻の専任教員

所定の連絡先にメールや電話等にて連絡してください。

2. 学生支援チーム

TEL:075-702-5138 (平日 9:00~18:00/土 9:00~17:30)

Email: gakusei@kyoto-seika.ac.jp

## 2. 健康状態の把握について

毎朝体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状がないか等、各自が健康観察を行い記録してください。

今後、大学の授業や行事に出席、参加する際に、体調管理記録として提出を求める場合があります。

## 3. 感染者や濃厚接触者等の出席の取扱いについて

学生の感染が確認された場合あるいは感染の疑いがある等の場合は、該当学生に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとります。濃厚接触者となった場合の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。公欠の扱いについては別途定めます。

※感染者は医療機関等の指示に従い出席を認めます。

## 4. 大学が臨時休業を行う場合について

危機対策本部は、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の実施の判断にあたっては、学生の学修機会の確保にも配慮する必要があります。このため、仮に臨時休業を行う場合であっても、例えば、大学等におけるすべての業務を一律に休業とするのではなく、遠隔授業の活用や課題研究に関する出題等を通じて、感染拡大の防止と学修機会の確保を両立するための工夫に努めることとします。ただし、遠隔授業等を実施する場合、当該授業の具体的な実施形態（一部の学生に対しては、教室における対面授業を行う等）によっては、さらに大学等の内部における感染が拡大する可能性もあることから、具体的な判断にあたっては、学内や地域の状況を十分に踏まえ、必要に応じて、都道府県等の衛生主管部局とも相談することとします。

また、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで、学生の進学・就職等に不利益が生じないよう配慮します。

※「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」（2文科高第238号令和2年6月5日）より一部引用

## 5. 感染、濃厚接触、感染を疑わせる風邪のような症状等が発生した場合について

### 【本人の場合】

#### A：自宅で症状が発生した場合

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等（37.5度以上）や咳等の強い症状が少なくとも一つ以上がある場合は、上記1の連絡先に連絡のうえ出席せず自宅療養してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに医療機関あるいは相談窓口（末尾参照）へ相談してください。
- ② 妊娠中や重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等）等の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）が①の症状を患った場合はすぐに医療機関あるいは相談窓口へ相談してください。
- ③ 上記以外で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合は医療機関あるいは相談窓口へ相談してください。

※出席は医療機関等の指示に従ってください。

※医療機関等での診断結果や相談結果は必ず上記1の連絡先まで連絡してください。

#### B：大学内で症状が確認された場合

- ① 上記1の連絡先に連絡のうえ、直ちに帰宅し自宅療養してください。公共交通機関で帰宅する場合にはマスクを着用し、帰宅後の対応は「A：自宅で症状が発生した場合」と同様とします。
- ② 危機対策本部は、症状があった学生の机、イス他接触した箇所をアルコール等により消毒を行うよう教職員に指示をします（該当の場所等により指示する教職員は異なります）。

#### C：医療機関等で受診した結果、感染していない（出席が可能）と判断された場合

- ① 医療機関等で受診した結果、感染していない（出席が可能）と判断された場合には、上記1の連絡先に連絡したうえで出席を認めます。
- ② 出席した後は、体調の変化に十分に注意し、発熱、倦怠感、息苦しさ等が見られたら、直ちに上記1の連絡先に連絡したうえで帰宅し、自宅療養してください。公共交通機関で帰宅する場合はマスクを着用し帰宅後の対応は、「A：自宅で症状が発生した場合」と同様とします。

## D：感染が確定した場合

### [本人の対応]

- ① 診断で感染が確定した場合は、医療機関あるいは保健所の指示（入院等）に従うとともに、至急、上記1の連絡先に連絡してください。
- ② 診断で感染が確定に至らないが、経過観察と診断された場合、その後の行動は医療機関あるいは保健所の指示に従ってください。この場合も上記1の連絡先に状況を連絡してください。
- ③ 医療機関あるいは保健所より出席の許可を得てから授業への出席を認めます。

### [大学の対応]

- ① 原則、保健所、医療機関等と連携し指示に従います。
- ② 学生の感染が確定した場合は、保健所から感染者へのヒアリング等の調査が行われ、濃厚接触した者（濃厚接触者）が特定されますが、保健所による調査以外にも、学生が所属する学部の専任教員は感染者の主に大学における行動履歴・範囲を可能な限り把握に努めます。
- ③ 上記②で把握した感染者の行動履歴・範囲において、同じ場所に滞在した学生、教職員の確認を行い、結果を保健所等と共有します。濃厚接触の可能性のある対象者への対応については保健所等の指示に基づくこととします。
- ④ 感染者の個人情報に配慮し、個人名が特定されないよう留意して対応を行います。
- ⑤ 感染者が大学構内に入構履歴がある場合は、該当教室等を消毒および2日間の入構禁止措置を講じるとともに、その他の対応について危機対策本部で協議をおこないます。

## E：濃厚接触者となった場合

【学内で濃厚接触者と特定された場合や、自分が行った場所で（車中や店舗、ライブ等）感染者が出たことがわかった場合など】

- ① 報道等で知った場合は、直ちに上記1の連絡先に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅で知った場合は上記1の連絡先に連絡のうえ出席せず自宅待機してください。
- ② 保健所へ連絡し、保健所からの指示事項に従うとともに、状況を上記1の連絡先に連絡してください。
- ③ 引き続き体温を毎日測定し、各自で体調を観察して記録してください。
- ④ 医療機関等の指示に従い出席を認めます。

### 【同居家族等の場合】

## F：同居家族等が濃厚接触者である疑いがある場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者である疑いが判明した時点で直ちに上記1の連絡先に連絡してください。
- ② 保健所等の指導に従い、同居家族等の体調や体温を観察してください。また、接触を必要最小限にと

どめてください。

- ③ 学生本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での出席を認めます。学生本人に発熱等の症状がある場合は出席を取りやめ、上記1の連絡先に連絡してください。

#### G：同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることが判明した時点で、直ちに上記1の連絡先に連絡し自宅待機してください。
- ② 保健所等からの指示事項に従うとともに、状況を上記1の連絡先に連絡してください。
- ③ 引き続き体温を毎日測定し、各自で体調を観察して記録してください。
- ④ 医療機関等の指示に従い出席を認めます。

#### H：同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に発熱、咳、倦怠感、息苦しさ等が出たら自宅待機し、上記1の連絡先にその旨を連絡してください。自宅でも感染予防措置（マスク、手洗い）を徹底し、各自で体調を観察して記録してください。
- ② 同居家族等の症状が改善するか、医療機関等での受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、上記1の連絡先にその旨を連絡してください。
- ③ 学生本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での出席を認めます。学生本人に発熱等の症状がある場合は出席を取りやめ、上記1の連絡先に連絡してください。

#### I：同居家族等の感染が確定した場合

- ① 直ちに上記1の連絡先に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅で分かった場合は出席せず自宅待機、大学で分かった場合は直ちに帰宅し自宅待機してください。
- ② 保健所等からの指示事項に従うとともに、状況を上記1の連絡先に連絡してください。
- ③ 引き続き体温を毎日測定し、各自で体調を観察して記録してください。
- ④ 医療機関等の指示に従い出席を認めます。

### 6. 公表について

- ① 大学構内で大学関係者の感染が発生したことが確認できた場合は、その発生状況や現況等について原則大学が公表します。
- ② 大学の敷地外で大学関係者の感染が発生した場合でも、その発生状況や現況、大学への影響等について原則大学から公表します。
- ③ 公表を行う場合は、個人情報保護の観点から、本人が特定されないような項目・内容で発表を行います。

す。(氏名や性別、住所などは発表しない。学生(10代)、教員(40代)、職員(50代)などの属性で発表する。)

- ④ 公表を行う場合は、本学WEBページにて公表します。ただし、必要に応じて報道機関への発表を行う場合があります。
- ⑤ 公表の際は保健所等と連携して行う場合があります。

## 7. その他

### ・学生生活、大学施設の利用について(2021年3月23日時点)

対面授業やイベント、課外活動等に関する学生生活、大学施設の利用については、京都府等が策定する感染防止対策のガイドラインに則り本学の運営を行うこととします。

学生生活、大学施設の利用方針が定まった場合は、適宜大学WEBやセイカポータル等でお知らせします。

### ・濃厚接触者の定義(2020年4月27日時点)

新型コロナ感染症 濃厚接触者の新しい定義 (国立感染症研究所感染症疫学センター) 4月27日  
新しい定義は、患者(確定例)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者です。

○感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間

- ①患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等)があった者
- ②適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- ③患者(確定例)の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④その他:手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策無しで、患者(確定例)と15分以上の接触があった者  
(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

### ・京都府WEB「新型コロナウイルス感染症に関連する情報について」英語版、中国語ページ案内

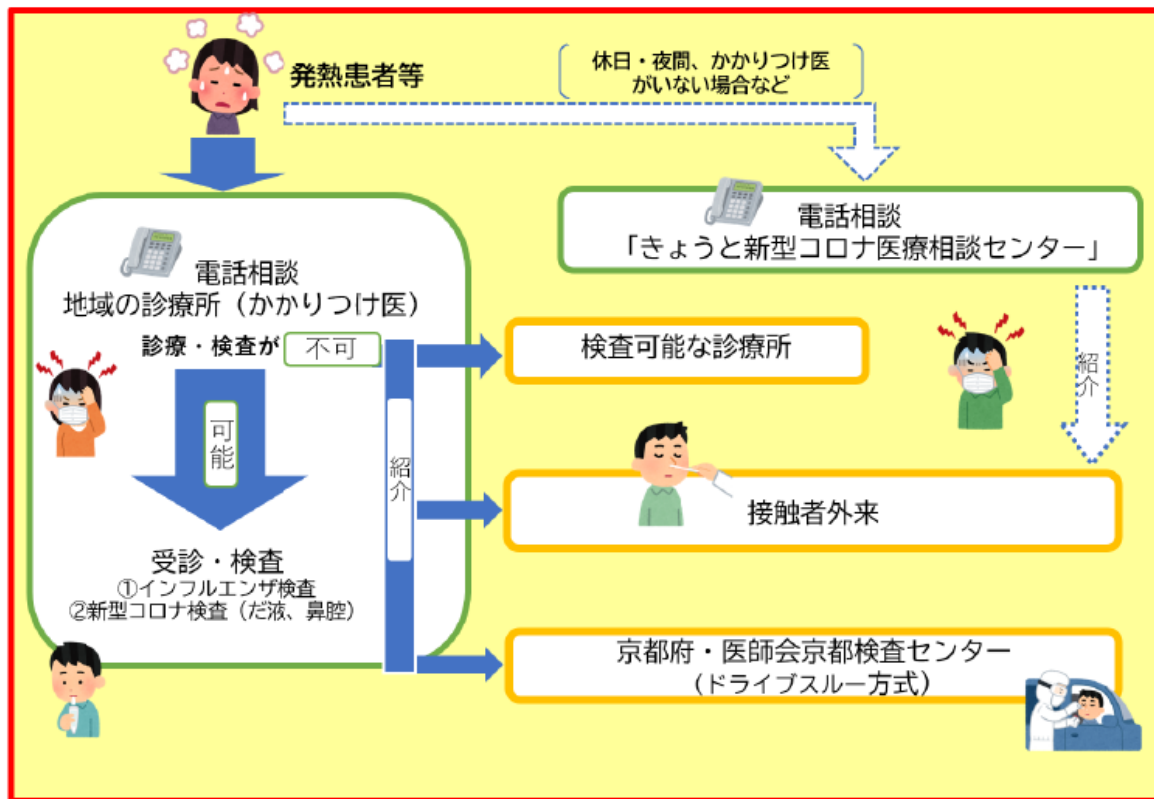
<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>

(以下、次ページに続く)

・発熱症状などのある方の相談・受診・検査の流れ（2021年3月23日現在）

以下、京都府WEBサイトから引用 <http://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/soudan.html>

## 【参考】発熱等の症状のある方の相談・受診・検査の流れ



- ・発熱症状などのある方は、まずは身近な医療機関（地域の診療所・病院）に電話してください。
- ・医療機関が指定した時間に診察し、医師の判断により新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査を実施する（または、検査のできる医療機関を紹介）。

### 【居住地が京都府内の場合】

- ・京都府内在住の場合で夜間や医療機関が休みのとき、かかりつけ医のいない方は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」に連絡してください。電話：075-414-5487（365日24時間、京都府・京都市共通）  
注※外国語対応も可能。対応語：英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語（10時から20時）・タイ語（9時から18時）。
- ・その他の言語については以下へ連絡してください。

京都府外国人住民総合相談窓口

電話：075-343-9666（受付時間：10時から17時（第2・第4火曜日、祝日、年末年始を除く））

（公財）京都市国際交流協会

電話：075-752-3511（受付時間：9時から17時（原則、月曜日休館））

以上